【資料1－1】

第８次三重県医療計画の中間評価について

1　中間評価について

○　第８次三重県医療計画（以下、計画）は、令和６（2024）年度から令和 11（2029）年度までの 6 年間を計画期間としていますが、国の医療計画作成指針（以下、指針）等では、3 年ごとの中間評価もふまえ、施策・事業の進捗状況や数値目標の達成状況等を把握・評価し、その結果を必要な改善につなげることが重要とされています。

○　令和８年度は計画の中間年にあたることから、令和８年６月 10 日に一部改正された国の指針や、計画策定後の医療提供体制・社会情勢の変化等をふまえ、計画の中間評価を実施します。

○　中間評価は、計画全体を一律に書き換えることを目的とするのではなく、これまでの取組と目標の達成状況を評価し、課題を整理した上で、必要に応じて数値目標、取組内容等を見直すものとします。

2　中間評価の内容

○　医療圏と基準病床数について、国の指針等をふまえ評価や必要な見直しを行います。

○　５疾病・６事業および在宅医療について、数値目標の達成状況、現状や医療連携体制の変化、第８次医療計画から導入したロジックモデル等も活用し、数値目標の達成状況、現状や医療連携体制の変化、これまでの取組状況等の評価を行い、必要に応じて施策や数値目標等を見直します。

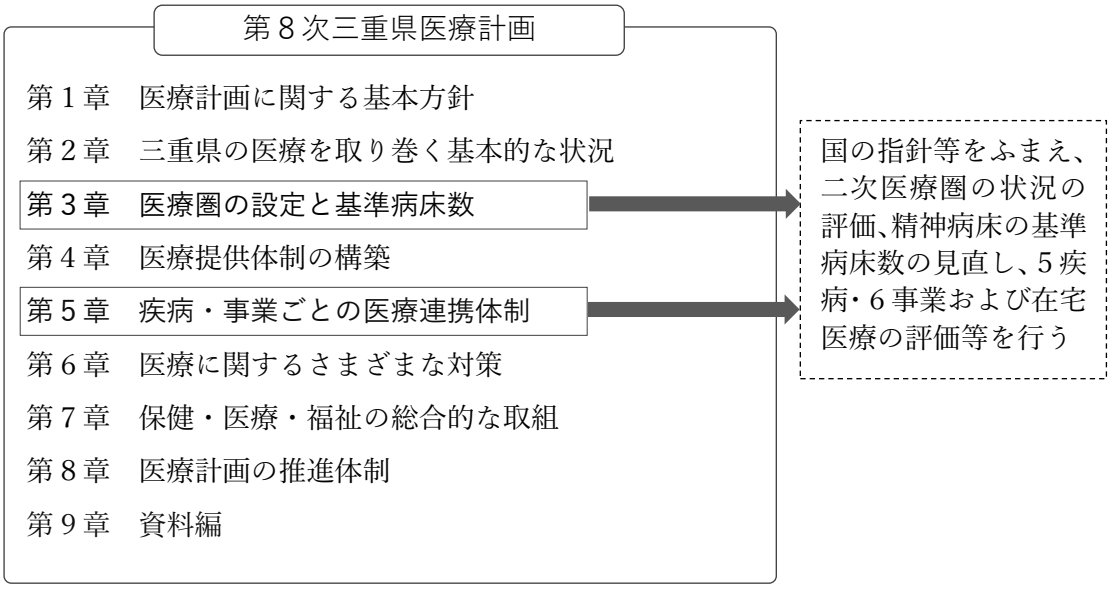

3　中間評価の体制

○　中間評価については、医療審議会や関係部会等で専門的な見地から評価内容について確認を行い、最終的に中間評価報告書として公表します。

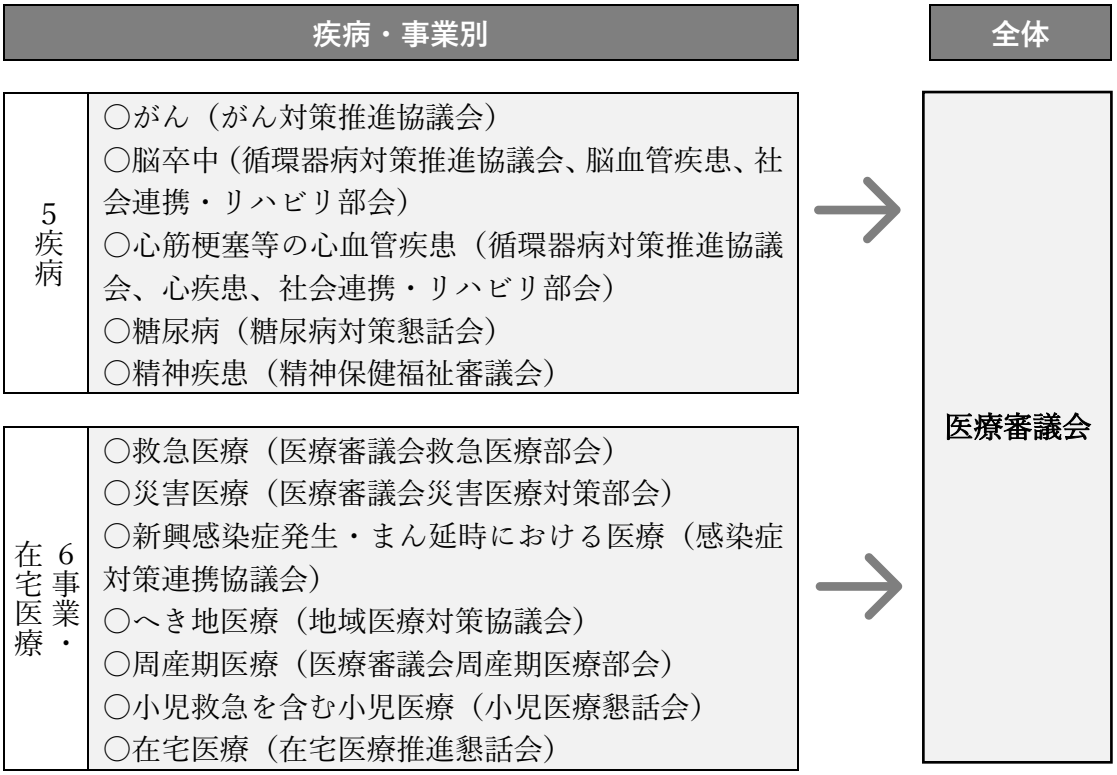

4　スケジュール

令和８年 10～11 月	５疾病・６事業等に係る各部会等（中間案の検討）
令和８年 11～12 月	三重県医療審議会（中間案の審議） 県議会（中間案の説明） パブリックコメント、市町・保険者への意見照会 （～令和９年１月）
令和９年２～３月	５疾病・６事業等に係る各部会等（最終案の検討） 県議会（最終案の説明）
令和９年３月末	三重県医療審議会（最終案の諮問・答申） 中間評価報告書の公表